

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物に係る認定を次のとおり行いました。

その関係図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において一般の縦覧に供します。

令和三年七月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 認定番号

奈良県指令建第五九一―一号

二 認定年月日

令和三年六月十七日

三 一団地の区域

大和高田市大字曾大根一八〇番一、一八〇番二、一八一番一、一八一番二、一八一番三、一八三番一、一八三番二、一八四番一、一八四番二、一八五番一、一八五番二、一八九番一、一八九番二、一九三番一、一九三番二、一九四番一、一九四番二、一九五番一、一九五番二、一九六番一、一九六番二、八四五番一、八四五番二、八四六番一、八四六番二、八四七番一、八四七番二、八四八番一、八四八番二、八四九番一、八四九番二